

環 生 第 210 号  
令和 6 年 12 月 18 日

都市計画決定権者 静岡県  
上記代表者 静岡県知事 鈴木 康友 様

静岡県知事 鈴木 康友



「(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間) 環境影響評価方法書」に  
関する意見について (送付)

令和 6 年 7 月 3 日付け都計第 46 号及び浜都計第 32 号で貴職から送付のあった「(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間) 環境影響評価方法書」について、環境影響評価法第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 10 条第 1 項に基づき、別添のとおり環境保全の見地からの意見を述べます。

担 当 ぐらし・環境部環境局生活環境課  
電話番号 054-221-2268  
FAX 番号 054-221-3665  
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

環 生 第 210 号  
令和 6 年 12 月 18 日

都市計画決定権者 浜松市  
上記代表者 浜松市長 中野 祐介 様

静岡県知事 鈴木 康友



「(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間) 環境影響評価方法書」に  
関する意見について (送付)

令和 6 年 7 月 3 日付け都計第 46 号及び浜都計第 32 号で貴職から送付のあった「(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間) 環境影響評価方法書」について、環境影響評価法第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 10 条第 1 項に基づき、別添のとおり環境保全の見地からの意見を述べます。

担 当 暮らし・環境部環境局生活環境課  
電話番号 054-221-2268  
FAX 番号 054-221-3665  
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp